

改正会社法に伴う開示府令、財規等の改正案、公表—金融庁

去る11月6日、金融庁は「会社法の一部を改正する法律」および「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行等に伴う金融庁関係府令等の改正案を公表した。金融庁所管関係府令等について、所要の規定の整備等を行ったもの。コメント期限は12月7日。

改正案は全部で62の法令等に及ぶが、以下では「企業内容等の開示に関する内閣府令」と「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の主な改正内容を取り上げる。

企業内容等の開示に関する内閣府令
 主な改正点としては、まず、「役員報酬等」に関して、会社法361条（取締役の報酬等）7項の方針等を定めている場合には、会社法施行規則121条（株式会社）の会社役員に関する事項（6号イからハまでに掲げる事項）を記載する（第二号様式記載上の注意57）、準用する第三号様式では記載上の注意38）など、開

示の充実が図られている。また、「コーポレート・ガバナンスの概要」では、役員等との間で補償契約、役員等賠償責任保険契約を締結した場合には、その契約内容の概要を記載することとされている（第二号様式記載上の注意54）、準用する第三号様式では記載上の注意35）。
 その他、株式交付制度が新設されたことを受け、所要の整備が行われている。たとえば様式では、「自己株式の取得等の状況」の「取得自己株式の処理状況及び保有状況」の区分欄において、移転を行った取得自己株式のケースに株式交付が加えられたことなどである。

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等

定義関係では、自社株式オプションとして、「金銭の払込み又は財産の給付を要しないで原資産である当該自社の株式を取得する権利」が追加された（8条25項）。また、逆取得の類型として、「株式交付子会社が株式交付親会社を取得することとなる企業結合」が追加されている（8条36項4号）。

取締役等の報酬等に関しては、貸借対照表の純資産の部および株主資本等変動計算書において、「評価・換算差額等」と「新株予約権」の間に「株式引受権」を分類して記載することとされている（59条・100条、様式第五号・第七号等）。
 なお、あわせて連結財規、四半期（連結）財規等も改正されている。

監査

「その他の記載内容」に関する監査基準等の改訂を公表

— 企会審総会・会計部会合同会合

去る11月6日、企業会計審議会総会・第7回会計部会（会長・

部長長ともに徳賀芳弘京都大学経営管理研究部教授）が開催さ

れた。主な審議事項は次のとおり。

監査基準・中間監査基準の改訂
 監査基準および中間監査基準

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
12月10日(木)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和2年11月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
令和3年1月4日(月)まで (12月末日期限は年末・年始につき令和3年1月4日となる)	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和2年10月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和2年9月期) 2カ月延長法人(令和2年8月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(10月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(1月、4月、7月、10月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・4月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(10月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(1、4、7月期)	②~⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
本年最後の給与支給日の前日まで	⑧ 給与所得の年末調整	
12月中の市町村条例で定める日まで	⑨ 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付	

の改訂案(2020年10月20日号(No.1592))情報ダイジェスト参照)について説明が行われた。

(1) 「その他の記載内容」

監査基準の「第四 報告基準」に次のような規定が新設された。

・ 監査人は、その他の記載内容を通読し、当該その他の記載内容と、財務諸表または監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかについて、検討しなければならない。

・ 監査人は、その他の記載内容に関して、その範囲、経営者および監査役等の責任、監査人は意見を表明するものではない旨、監査人の責任および報告すべき事項の有無、ならびに報告すべき事項がある場合はその内容を監査報告書に記載しなければならない。

(2) リスク・アプローチの強化

リスク・アプローチに基づく監査のしくみをより一層明確にするため、監査人は財務諸表項目に関連した重要な虚偽表示のリスク評価にあたり、固有リスクおよび統制リスクを分けて評価することが明記された。

固有リスクについては、重要な虚偽の表示がもたらされる要因を勘案し、虚偽の表示が生じる可能性と当該虚偽の表示が生じた場合の影響を組み合わせて評価することとされた。

(3) 適用時期

前記(1)については、2022年3月決算に係る財務諸表の監査から実施する。ただし、2021年3月決算に係る財務諸表の監査からの実施が可能。

前記(2)については、2023年3月決算に係る財務諸表の監査から実施する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査からの実施が可能。

*

今回の会合で文言の修正は行われず、当初案どおりの内容で11月11日に公表された(<https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20201111.html>)。

最近の会計監査等をめぐる動向

事務局や委員から、国際監査基準の策定動向や、日本の会計基準をめぐる変遷と最近の状況等についての説明が行われた。

監査の品質管理については、今後監査部会で審議したい旨の提案が事務局から提示され、委員の同意を得た。

会計・監査
カナメの要

監査人の交替の意味とは

公認会計士
手塚 仙夫

日本の監査制度がスタートした当時、各企業は監査人をどのように選んだのかについては、私は生まれればかりだったので知る由もなかった。昭和47年に会計士業界に身を置くことになったが、その時の印象としては人的な繋がりにより監査人を選任しているというものであった。すなわち、○監査事務所は事務所トップの公認会計士の関係する大学の出身者がトップを務める企業の関与先が多い。あるいは、△監査事務所トップは、ある財閥系の企業出身者なので、当該財閥系の企業が多い、などである。真偽のほどは定かではないが、いわれれば納得感のある話だと聞いていた記憶がある。

昭和30年代から、時折企業の会計不祥事が話題になり、監査基準の改訂も始まったが、監査人の交替の議論はなかつたように思われる。すなわち、監査をする側の問題より監査の方法論に問題意識があったといえる。監査人の交替が会計不正問題に絡めて議論になり出したのは、最近20年ぐらいいと認識している。監査の方法論には限界があるので、監査人側に目が向けられるようになったといつていい。

監査人の交替については、2つの面から制度的には検討されている。1つは「パートナー・ローテーション」である。これは、監査事務所は変えないが、担当する業務執行責任者を一定年数(5年、7年)で交替させるもので、すでに日本でも制度化されている。もう1つは「ファーム・ローテーション」というもので、これは一定年数に達すると監査事務所自体を他の事務所に交替させるとするもので、すでにヨーロッパでは一部制度化に踏み切ったところもある。日本では、この制度はいろいろ実務的な課題が多いとして、現時点ではヨーロッパの動きを静観している状況にあると理解している。

場合監査人交替の理由は、「任期満了」(法定監査の監査人の任期は、法律的には1年)となっているため、本当の理由はわからないのが実情である。

ここからは、現実的な監査人交替について考えてみたい。日本における監査人と企業との当初の関係は冒頭に説明したが、その後トップクラスの監査法人の解散という問題が発生し、多数の企業が監査人を変更せざるを得ない状況があったため、当初の状況からは多少変化している。また、会計不祥事問題で結果として企業と監査人の信頼関係が変化し、監査人が変わるケースも多くなっている。しかし、多くの

私の勝手な推測では、監査人交替の理由は、企業と監査人の信頼関係に影響する監査上の問題があるケースか、監査報酬の問題(通常は監査報酬を引き下げるため)のケースの2つが代表的なものと思われる。何も問題がない場合、日本では監査人は交替しないので、監査人が交替した場合、何かあると考えたほうがよい。これからはKAM(監査上の主要な検討事項)というものが監査報告書に記載されることになる。また、監査報酬は有価証券報告書に記載されている。その他の企業情報を多く入手し「真の問題」は何かについて、注意を払うことが大切である。

第三者として外部から企業内に内在する問題を把握することは、そう簡単ではない。しかし、いわゆる噂話的な情報も何かを暗示している場合があるので、注意したいものである。最後に、問題の多い企業を狙って受注する監査人も見受けられるので注意が必要である。

投信の時価開示における便法の取扱い、検討—ASBJ

去る11月5日、企業会計基準委員会が第445回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

投資信託の時価の算定に関する取扱い

(1) 金融資産を対象とした投資信託の時価の算定

前回の親委員会、事務局から、投資信託において実務上の便法を利用した際には、時価のレベル別分類を注記しないと提案されており、その際、委員から「実務上の便法を適用した場合、レベル別分類についてレベル3として注記を求める考え方もあるのではないか」との意見が出された。今回、その意見に対し、事務局から「他のレベル3の時価に含めて開示を行う場合、時価のレベルの持つ意味が不明瞭となるため、提案を修正しない」との対応案が示された。

委員からの「レベル1〜3に分類されないものが存在することと違和感がある」との意見に、事務局からは「便法で導き出されるのは『時価とみなす』もの

であり、時価そのものと開示は分けるべき」との回答があった。

(2) 不動産投資信託の貸借対照表価額

非上場不動産投資信託の時価評価について、貸借対照表価額を時価とすることで会計処理を統一するという事務局案が示された。

(3) 組合等の時価の注記

貸借対照表に持分相当額を純額で計上している組合等の出資について、時価の開示を要しない例外的な取扱いを定めたいという旨、および、例外的な取扱いを適用した組合等への出資の合計額の注記を求める事務局案が示された。

委員からは「実務では例外的な取扱いが大多数になるのでは。本当に例外的といつてよいのか」との意見があり、事務局からは「原則はどうあるべきかが重要であり、一時期、例外的な取扱いが多くなるのはしかたがない」との回答があった。

収益認識会計基準の適用上の課題に関する要望への対応

電気事業連合会・日本ガス協会から提起されている、収益認識基準において検針日基準を代替的な取扱いとして認めることの可否について、前回の親委員会では委員から「電力・ガスセクターの分析を行っている利用者の見解や、海外での会計処理・監査対応を確認してほしい」との要望が出されていた。これを受け、事務局から次のような調査結果の報告が行われた。

(1) 電力・ガスセクターの分析

を行っている利用者の見解
電力・ガス・エネルギーセクター担当のアナリスト3名にヒ

アリングし、「検針日基準から見積りに変更することについて、原価と売上が対応しない問題はあるが、見積りを行うコストの問題もあり、優先順位を考慮する必要がある。国際比較が重要でないなか、検針日基準をどうしても受け入れられないという理由が見出しにくい」といった意見が聞かれた。

(2) 海外の開示事例

見積りを行っていることを記載している企業がほとんどであり、未請求の電力・ガスに係る売上の見積りが、KAMに指定されている企業とされていない企業が存在していた。

国際会計

保険の新ASUの適用延期に関するASU、公表—IASB

去る11月5日、FASBは会計基準アップデート(ASU) 2020-11「金融サービス—保険(トピック944) —適用日と早期適用」(以下、「本ASU」という)を公表した。

本ASUは、新型コロナウイルス感染症拡大の保険会社への影響を考慮して、保険会社に2018年8月に公表したASU 2018-12「金融サービス

適用日の延期

ASU 2018-12の適用日を1年延期する(ASU 2019-19)により、ASU 2018-12の適用日は延期されたが、このASUにより適用日はさらに1年延期される。延期後のASU 2018-12の適用日は次のとおりである。

- ・大規模な公開事業企業は、2022年12月16日以降開始年度から
- ・それ以外の企業は、2024年12月16日以降開始年度から

遡及適用の移行救済措置

早期適用を促進させるために遡及適用に関する移行の救済措置を提供し、投資家などの財務諸表利用者へのよりよい情報の早期公開を奨励する。

- ・早期適用しない場合には、ASU 2018-12は表示される最も古い期間の期首から適用される(SECへ提出される損益計算書は3年間表示されるので、適用年度を含めて3年間適用しなければならない)。
- ・早期適用した場合には、ASU 2018-12は適用年度の前年の期首から適用され、2年間適用すればよい。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2020年11月6日	「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」の改訂	ASBJ	投資信託の時価の算定等について公開草案の公表目標を2020年12月とすること、「取締役等の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い(案)」の最終化目標を2021年1月にすること、グループ通算制度の導入を踏まえ、実務対応報告5号、7号を廃止することおよび新たな実務対応報告について公開草案の公表目標を2021年1月にすること等が明記された。 https://www.asb.or.jp/jp/project/plan.html	—
2020年11月6日	記述情報の開示の好事例集2020	金融庁	投資家・アナリストから収集した「新型コロナウイルス感染症」、「ESG」に関する開示の好事例を取りまとめたもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20201106-3.html	—

金融

個別救済策を強める日銀の金融政策

新型コロナウイルス感染症の日本国内の1日当たり新規感染者数でみると、8月上旬に直近のピークをつけた感染拡大が、11月に入って再び勢いを増してきた。11月12日時点で1日当たりの国内の新規感染者数は1、661人となり、過去最高となった。これは明らかに、経済活動にとってはマイナス要因となると指摘されている。

菅首相は、7-9月期のGDPギャップ、すなわち総需要と総供給の差を約30兆円と見込み、第3次補正予算案として内閣府に追加経済対策を策定するように指示したと報じられている。注目すべきは、ポストコロナに向けた経済構造の転換の具体的な中身だろう。これまで首相就任にあたり、具体的なマクロ経済政策を示していなかったため、菅政権としては試金石となると考えられている。

一方、金融政策のほうは、相変わらず手詰まりの状態との見方もある。イールド・カーブ・コントロールやETF・J-REIT

といった資産買入れについては、変更があるとしても微調整に終わるだろうし、マイナス金利の深掘りを進めていくのは、利下げが本来の金融緩和効果とは逆方向に作用するといった考えからすでに選択肢にはないとみられている。

したがって、現在の日銀の役割は、民間企業の資金繰り支援で、直接企業のCPや社債を購入したり、民間金融機関を通じて

全世界が行方に注目してきた米大統領選挙は、現時点では、バイデン候補が勝利したと報じられている。ただ、バイデン候補の当選は有力メディアが当選確実と発表しただけで、公式には発表されていない。トランプ大統領は選挙で多くの不正があったとして、裁判を起こしているか、不透明となっている。

て新型コロナウイルス対策の金融支援を実施したりすることが、実効力のある政策と考えられる。11月10日に発表された「地域金融強化のための特別当座預金制度」も、地域金融機関が対象ではあるが、損益分岐点の引下げや経営統合を条件に、日銀当座預金に0.1%の上乗せ金利を支払うものであり、マクロというよりはミクロの政策とされる。当面この傾向は続きそうだが、マクロ政策より効率の悪いミクロ政策に頼らざるを得ないこと自体、日銀の弱体化を示しているとの声もある。

当選確実が固まってくまで、文字どおり世界同時株高が実現したが、選挙直前から1週間の上昇率をみると、地域別の相違が興味深い。上昇率が一番高いのは、コロナ禍の再燃が懸念され、社会的緊張が強まってきた欧州各国で、揃って2桁の上昇となった。上昇率が最も高かったスペインはフランスとともに新型コロナウイルスの感染再拡大に見舞われているが、株価は

1週間で18%強も上昇した。一方、北米、中南米、アジア各国もすべて株価上昇となったが、上昇率は1桁台にとどまった。日米はともに9%台の上昇で、経済回復の傾向が強い中国は4%台の上昇と主要国中、最低であった。経済や社会の状況が悪い国ほど株価上昇率が高いという結果は、やや皮肉の感がある。

日本の株価は世界的にみれば、中位の上昇率となったが、日経平均は8日間連続で2万5,000円台に達し、29年ぶりの高値に達した。日経平均の自身は大きく変わっており、単純な数字比較で株価水準を論じるのは、問題があると考えられるが、株式市場のムードを好転させる効果が見込めるとの期待もある。

これからアメリカの政権交代に向かつて、世界の株式市場、株価はどう動くか。現在の世界の株価上昇の原動力は、各国の金融の緩和政策が豊富な投資資金であるという認識が広がっている。このため、年末までに株価の調整局面があっても、ワクチン開発や景気・企業収益の情報などに下支えされ、同時暴落といった事態は避けられるのではないかとの見方もある。

証券

米政権交代、世界の株式市場はどう動く？